

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

幼保連携型認定こども園の設備、運営等に関する基準を定める府省令の一部改正に伴い、本市における幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格に係る特例の適用期間を延長するため、本案を提出する。